

公害紛争処理制度に関する懇談会 運営要領 (案)

1 意見聴取

本懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

2 会議の公開

本懇談会は、公開とする。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、非公開とすることができる。

また、議事要旨を作成し、懇談会終了後速やかに公害等調整委員会ホームページで公開する。

3 資料の公開

本懇談会で配布された資料は、原則として懇談会終了後速やかに公害等調整委員会ホームページで公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認めるときは、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。